

指名競争入札に参加する者を指名する場合の選定要綱

(目的)

第1条 この要綱は、指名競争入札に参加する者を指名する場合の選定基準を明確にし、指名の透明性を確保するとともに、建設業等の健全な発展と地域の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「建設業者」とは、建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に規定する建設業を営む者で、鹿島市建設工事等入札参加資格に関する規則（平成14年規則第3号。以下「規則」という。）第3条第1項に規定する入札に参加する資格を有するものをいう。

2 この要綱において「委託業者」とは、次の各号に掲げる者をいう。

(1) この要綱において「建設コンサルタント」とは、建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）別表の上覧に掲げる次の部門を営む者をいう。

- ア 河川・砂防及び海岸・海洋部門
- イ 港湾及び空港部門
- ウ 電力土木部門
- エ 道路部門
- オ 鉄道部門
- カ 上水道及び工業用水部門
- キ 下水道部門
- ク 農業土木部門
- ケ 森林土木部門
- コ 水産土木部門
- サ 廃棄物部門
- シ 造園部門
- ス 都市計画及び地方計画部門
- セ 地質部門
- ソ 土質及び基礎部門
- タ 鋼構造及びコンクリート部門
- チ トンネル部門
- ツ 施工計画・施工設備及び積算部門
- テ 建設環境部門
- ト 機械部門
- ナ 電気電子部門

(2) この要綱において「建築関係コンサルタント」とは、次の部門を営む者をいう。

- ア 建築一般部門（この部門については、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定に基づき、建築士事務所の登録をされた者をいう。）

- イ 意匠部門
- ウ 構造部門
- エ 暖冷房部門
- オ 衛生部門
- カ 電気部門
- キ 建築積算部門
- ク 機械積算部門
- ケ 電気積算部門
- コ 工事監理（建築）
- サ 工事監理（電気）
- シ 工事監理（機械）
- ス 調査部門
- セ 耐震診断
- ソ 地区計画及び地域計画

(3) この要綱において「地質調査業者」とは、地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第2条第1項の地質調査業を営む者をいう。

3 この要綱において「その他の委託業者」とは、次の各号に掲げる者をいう。

(1) この要綱において「補償コンサルタント」とは、補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）別表に掲げる、次の部門を営む者をいう。

- ア 土地調査部門
- イ 土地評価部門
- ウ 物件部門
- エ 機械工作物部門
- オ 営業補償・特殊補償部門
- カ 事業損失部門
- キ 補償関連部門

(2) この要綱において「不動産鑑定業者」とは、不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第22条の規定に基づき、登録された者をいう。

(3) この要綱において「測量業者」とは、次の部門を営む者で測量法（昭和24年法律第188号）第55条の規定に基づき、登録された者をいう。

- ア 測量一般部門
- イ 地図の調整部門
- ウ 航空測量部門

(4) この要綱において「その他の業者」とは、次の部門を営む者をいう。

- ア 登記手続部門
- イ 交通量調査部門
- ウ 環境調査部門
- エ 経済調査部門
- オ 分析・解析部門
- カ 宅地造成部門

- キ 電算関係部門
- ク 計算業務部門
- ケ 資料等整理部門
- コ 施工管理

- 4 この要綱において「工種」とは、建設業法別表第1の上欄に掲げる建設工事の種類をいう。
- 5 この要綱において「業種」とは、第2項第1号のアからナ、同項第2号のアからソ、同項第3号及び第3項第1号のアからキ、同項第2号、同項第3号のアからウの建設関係委託業務並びに同項第4号アからコのその他の委託業務をいう。
- 6 この要綱において「等級」とは、規則第4条の施行能力等級をいう。

(指名業者の選定方法)

第3条 指名業者の選定方法は、規則に定めがあるものを除き、次によることとする。ただし、第1号中地理的条件の支店又は営業所にあつては、本店からの委任があり、その中で契約の締結、代金の請求、授受に対する権限等があり、また建設業の許可を有しているものとし、第2号中地理的条件の支店又は営業所にあつては、本店からの委任があり、その中で契約の締結、代金の請求、授受に対する権限等があるものとする。

(1) 建設業者選定の優先順位

ア 地理的条件

- ① 鹿島市に本店を置く者
- ② 鹿島市に支店又は営業所を置く者
- ③ 杵藤地区に本店、支店又は営業所を置く者
- ④ 県内に本店を置く者
- ⑤ 県内に支店又は営業所を置く者
- ⑥ 福岡県及び長崎県に本店を置く者
- ⑦ 福岡県及び長崎県に支店又は営業所を置く者
- ⑧ ⑥及び⑦以外の九州地域に本店、支店又は営業所を置く者
- ⑨ ①から⑧以外の地域に本店を置く者

イ 技術的条件（発注する工種ごとの評点を適用すること。）

- ① 経営事項審査結果通知書で、技術職員数の評点が高いもの
- ② 経営事項審査結果通知書で、完成工事高の評点が高いもの

ウ 経営的・社会性等条件

- ① 経営事項審査結果通知書で、経営状況の評点が高いもの
- ② 経営事項審査結果通知書で、その他の審査項目（社会性等）の評点が高いもの

(2) 建設関係委託業者選定の優先順位

ア 地理的条件

- ① 鹿島市に本店を置く者
- ② 鹿島市に支店又は営業所を置く者
- ③ 杵藤地区に本店、支店又は営業所を置く者
- ④ 県内に本店を置く者
- ⑤ 県内に支店又は営業所を置く者
- ⑥ 福岡県及び長崎県に本店を置く者

- ⑦ 福岡県及び長崎県に支店又は営業所を置く者
- ⑧ ⑥及び⑦以外の九州地域に本店、支店又は営業所を置く者
- ⑨ ①から⑧以外の地域に本店を置く者

イ 技術的条件（発注する業種ごとに適用すること。）

- ① 提出された資格審査申請書（以下「指名願」という。）で、当該業務に必要となる技術士及び技術士補（技術士法（昭和58年法律第25号）第34条第1項の登録証の交付を受けている者をいう。）の資格を有する職員数が多い者
- ② 提出された指名願で、当該業務に必要となる資格（上記①を除いた資格）を有する技術職員数が多い者
- ③ 提出された指名願で、年間平均受注高が高い者
- ④ 提出された指名願で、当該業務に必要となる技能の技能士（職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第50条第1項の技能士をいう。）数が多い者
- ⑤ 提出された指名願で、当該業務に必要となる上記①②④以外の技術関係職員数が多い者

ウ 経営的・社会性等条件

- ① 提出された指名願の貸借対照表で資本対負債の比率（資本合計÷流動負債）が高い者

(3) その他の委託業者選定の優先順位

ア その他の委託業者選定は、他に定めがある場合及び前号の建設関係委託業者選定の優先順位によりがたい場合を除き前号に準じるものとする。

第4条 この要綱に定めのないものは、別に市長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月10日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年5月1日から施行する。